

規 則

地方公営企業法第十五条第一項ただし書に規定する職員を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第三十号

地方公営企業法第十五条第一項ただし書に規定する職員を定める規則の一部を改正する規則

地方公営企業法第十五条第一項ただし書に規定する職員を定める規則（平成十四年埼玉県規則第六十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「、部長」の下に「、TQM推進室長、感染管理室長」を、「医幹」の下に「、脳神経センター長」を、「感染症対策部長」の下に「、希少がん・サルコマーセンター長、低侵襲手術センター長、周術期センター長」を、「副室長」の下に「、移植センター長、小児がんセンター長、遺伝診療センター長、政策医療企画室長」を加える。

附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。